別表1-2　申請項目及び作業（生物検定法）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請対象とする作業の範囲 | | 対応可能な  測定方法 | 備考 |
| 申請項目 | 試料採取、試料の分析  及び定量結果の確定 |
| 排出ガス |  |  |  |
| ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 |  |  |  |
| 記載例：排出ガス | ○ | 告示第1の2 |  |

注 １：「申請対象とする作業の範囲」欄には、該当するものに○を付けること。

２：「対応可能な測定方法」欄には、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成17年環境省告示第92号）のうち、対応可能な測定方法を記載すること。

３：申請項目については相当数の実績のあるものとし、必要に応じ、削除すること。

４：対応可能な測定方法が複数ある場合には、測定方法ごとに申請すること。